

令和2年11月26日

舞鶴市議会議長 上羽和幸様

議会運営委員会

委員長 松田弘幸

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

市議委第3号

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

第1条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

第4条 前2条に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の適用を受ける一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)の給料の例による。

第7条第1項中「在職する者」を「在職するもの」に改め、同条第2項中「100分の170.0」を「100分の165」に改め、同条第4項中「舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の適用を受ける一般職に属する職員」を「一般職の職員」に改める。

第2条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員における給与改定に準じ、本市議会議員に支給する期末手当の支給率を令和2年度分から改める等所要の条例改正を行いたいので提案する。